

○岡山市灘崎歴史文化資料館条例

平成17年3月17日

市条例第102号

改正 平成20年12月25日市条例第71号

平成21年12月25日市条例第81号

(設置)

第1条 文化財の保護及び保存並びに文化財愛護意識の普及を図るため、岡山市南区片岡186番地に岡山市灘崎歴史文化資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

(事業)

第2条 資料館は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化財の保護及び保存の業務に関すること。
- (2) 文化財の調査研究及び資料収集に関すること。
- (3) 資料の保管及び活用に関すること。
- (4) 文化財に対する愛護意識の普及啓発の活動に関すること。
- (5) 前各号に掲げる事項の情報提供に関すること。

(保管資料の活用)

第3条 資料館が保管する資料等を研究その他の教育目的のために使用しようとする者は、岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、資料等の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(禁止事項)

第4条 資料館の利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 資料及び施設等に損傷のおそれがある行為
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
- (3) その他教育委員会規則で定める事項

2 教育委員会は、前項の規定に違反した者又はそのおそれがある者を館外に退去させることができる。

(損害賠償)

第5条 入館者又は資料の利用者は、資料、施設等をき損し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、賠償額を減免することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成20年市条例第71号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年市条例第81号）

この条例は、平成22年3月22日から施行する。